

各小中学校長 様

鹿沼市教育委員会教育長  
高 橋 臣 一

## 学校における携帯電話等の取扱いに関する方針について（通知）

近年、児童生徒が、スマートフォンなどでインターネットを利用した通信アプリや情報サイトなどを利用する機会が急激に増加しております。また、携帯電話所持の低年齢化が進み、小中学生が犯罪等に巻き込まれる事案が多数発生しています。

このような状況の中、文部科学省は昨年度、小中学校及び保護者を対象とし、リーフレット「スマホ時代のキミたちへ スマホやネットばかりになっていない？」を配布し、具体的な問題事例を取り上げながら注意喚起を行いました。

鹿沼市教育委員会としても、これらの問題を生徒指導上の喫緊の課題と受け止めており、各学校においては、情報モラル教育のさらなる充実が求められるとともに、家庭や地球社会と連携した取組が必要となってきています。

については、各学校においても市の指針に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえながら、学校や地域の実態に応じた方針を明確化し、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒への指導を徹底願います。

### 記

1. 鹿沼市では、子供たちの発達段階を考慮し、小中学生にはできるだけ携帯電話を持たせないよう、保護者に理解と協力を呼びかける。
2. 小中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みを原則禁止とする。
3. 児童生徒の通学時における安全等の観点など特別やむを得ない事情から、携帯電話の学校への持ち込みがどうしても必要と判断される場合は、学校長の判断により、例えば居場所確認や通話機能に限定した携帯電話などの持ち込みを例外的に認めることも考えられる。
4. 学校への持ち込みを認める場合には、校内での使用を禁止するとともに、学校での保管の仕方についてあらかじめルールを決めておくなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮する。
5. 多くの児童生徒が、様々な情報機器を媒体とし、メールや SNS を利用しており、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう、またネット依存症にならないように、家庭と連携して情報モラル教育のさらなる充実に努める。

### 【通知及び資料等】

- ◎ 「情報モラルの育成～栃木の子どものインターネットの利用の現状を踏まえて～」  
(H26.1 県総合教育センター)
- ◎ 「ネットトラブル事例とその予防」  
(H28.7 栃木県教育委員会)
- ◎ 「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～1日中、スマホやネットばかりになっていない？」  
(H30.3 文部科学省)
- ◎ 「子どものケータイ・スマホにはフィルタリングを設定しましょう」 (H30.3 栃木県県民生活部)
- ◎ 「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ スマホやネットばかりになっていない？」  
(H31.3 文部科学省)
- ◎ 「スマホ時代のキミたちへ スマホやネットばかりになっていない？」 (R2.2 文部科学省)